２　水道事業広域連携検討会における取組

2 水道事業広域連携検討会における取組

2.1 目的と位置づけ

広域連携検討会は、県内事業体における水道事業の経営健全化を図ることを目的に、広域連携等を含めた具体的な方策を検討するため、平成 31 年 1 月に設置され、今年度からは水道法で定める広域的連携等推進協議会と位置づけ、水道基盤強化計画の策定等に向けた取組を進めるための会議を開催する。

2.2 開催概要

今年度における広域連携検討会の開催内容を表 2.1 に示す。

表 2.1　広域連携検討会スケジュール

回数	開催日	内容
第 1 回	令和 5 年 5 月 12 日	・宮城県水道事業広域連携検討会設置要綱の改正について ・宮城県水道広域化推進プランについて ・水道基盤強化計画策定に向けて
第 2 回	令和 5 年 10 月 26 日	・令和 5 年度の水道事業広域連携に関する取組（予定）について ・水道整備･管理行政の移管について ・先進事例（岩手中部水道企業団）の取組について
第 3 回	令和 6 年 3 月 15 日	・令和 5 年度水道事業広域連携に関する取組状況について ・令和 6 年度水道事業広域連携に関する取組方針について ・宮城県水道基盤強化計画について ・基盤強化に向けた研修の取組状況と今後の方針について ・水道整備･管理行政の移管について ・国の水道整備･管理行政の移管後の宮城県の組織体制について ・被災報告について

2.3 開催結果

以下に、今年度実施された広域連携検討会の説明概要及び主な意見等を示す。

【第１回水道事業広域連携検討会　令和５年５月12日】

（議題）
- 宮城県水道事業広域連携検討会設置要綱の改正について
- 宮城県水道広域化推進プランについて
- 水道基盤強化計画策定に向けて

（説明概要等）
■ 宮城県水道事業広域連携検討会設置要綱の改正について
- ➢ 広域連携等を含めた具体的な方策を検討するため、広域連携検討会を設置しているが、同検討会を、令和5年4月から水道法（昭和32年法律第177号）第5条の4に規定する広域的連携等推進協議会に位置付ける。
- ➢ 広域連携検討会の所掌事務は、プランにも記載した多様な水道広域連携の検討に関することの他、水道法第5条の3の規定に基づく「水道基盤強化計画」の策定に関することを加える。

（主な意見）

No.	水道事業体等の意見概要	事務局回答
■ 宮城県水道事業広域連携検討会設置要綱の改正について		
質疑等なし。		

（説明概要等）
■ 宮城県水道広域化推進プランについて
- ➢ 令和4年度に策定したプランについては、各市町村等議会へ説明等を行う必要がある。
- ➢ 各事業体のプランに関する説明状況は現時点で様々であるが、県が説明等対応することも可能であるため、御連絡いただきたい。

（主な意見）

No.	水道事業体等の意見概要	事務局回答
■ 宮城県水道広域化推進プランについて		
質疑等なし。		

（説明概要等）
■ 水道基盤強化計画策定に向けて
- ➢ 水道基盤強化計画は、水道法第5条の3に規定される、都道府県が水道の基盤強化のために必要があると認めるときに定めることができる計画であり、国の同計画作成の手引きにおいて、策定の目的や計画の構成が示されている。
- ➢ 宮城県においては、水道基盤強化計画策定の上でのポイントとなる事項も押さえつつ、広域連携の必要性や交付金の活用、プランに記載した方向性等も意識しながら、計画策定を進めていく予定である。

（主な意見）

No.	水道事業体等の意見概要	事務局回答
■ 水道基盤強化計画策定に向けて		
1	広域連携にもレベルが様々あると思うが、どのレベルになった時点で水道基盤強化計画に記載するかなど、考え方の方向性があれば教えていただきたい。	国の交付金活用等を最大限活用できるように対応することが大前提である。例えば施設統廃合であれば、統合等の目途がある程度立ったところで計画に反映したいと考えている。
2	例えば A 市と B 市で具体化が進んだ場合は、A 市と B 市、県で基盤強化計画を策定し、それが一つの基盤強化計画となるのか。または、もっと大きな範囲での計画があり、その一つとして反映していくのか、イメージを教えていただきたい。	仮に A 市と B 市以外の取組が基盤強化計画に加える状況にないとなれば、二市が計画区域となって、計画策定することが考えられるが、今後の検討次第となる。なお、基盤強化計画はエリアごとに同一県内で複数策定も可能。
3	緊急時連絡管の検討ならびに関係事業体への個別ヒアリングに関する進捗状況を共有いただきたい。	検討内容によっては、個別具体な進捗を全体共有することは相応しくないという意見もあるため、まずは関係事業体の意向を優先して調整したい。

【第２回水道事業広域連携検討会　令和５年 10 月 26 日】

（議題）
- 令和５年度の水道事業広域連携に関する取組（予定）について
- 水道整備・管理行政の移管について
- 先進事例（岩手中部水道企業団）の取組※について

※岩手中部水道企業団は、平成 26 年に花巻市、北上市、紫波町及び岩手中部広域水道企業団（用水供給）の２市１町及び１企業団の４事業体で事業統合を達成された先進事例である上、同じ東北地方の事業体として人口減少等の水道事業の取り巻く環境に類似点が見られることから、将来の参考事例の一つとして紹介したもの。

（説明概要等）

■ 令和５年度の水道事業広域連携に関する取組（予定）について

- 事務局（宮城県食と暮らしの安全推進課）より説明を行った。
- 上半期の取組として、全事業体訪問等を通しての意見交換や、他県事業体等との意見交換、プランに関する市町村議会等への説明、広域連携検討会やテーマ別の機能別検討部会を実施した。
- 下半期は、上半期の取組を踏まえ、共同発注等を中心とした検討部会の開催や、その他検討（ふるさと納税・広告事業収入による財源確保策等）も進めながら、水道基盤強化計画の方向性を検討していく予定とする。
- 宮城県水道ビジョン（計画期間：平成 28 年度から令和７年度）が計画期間の後半に差しかかっている。ビジョンでは、「安全」「強靱」「持続」の３つの観点から実現方策を設定しているが、達成率が低いものもあるため、取組推進に向けて、国の交付金や総務省のアドバイザー派遣等の活用も検討しながら、達成率の向上を図っていきたいと考えている。

（主な意見）

No.	水道事業体等の意見概要	事務局回答
■令和５年度の水道事業広域連携に関する取組（予定）について		
1	プランでは、事業統合等による効果が最大となるというような内容があったが、それを踏まえ、今年度はどのように取り組んでいくのか。	広域化に係る意向調査の中で、事業統合のような連携について「今すぐ実施してほしい」という回答は限られていた。その他の事業体の約半分は「これから検討していきたい」という回答であり、残りは今後 20 年程度かけて、自分の市町村が抱える課題を解決しながらやれることから段階的にやっていきたいといった旨の回答であった。そのため、当課としても、まずは共同発注など、直ちにコスト削減が見込める方策から推進していき、段階的に広域連携を進めていきたいと考えている。

（説明概要等）

■ 水道整備・管理行政の移管について

- 厚生労働省水道課より説明が行われた。
- 生活衛生等関係行政の機能強化を図るための一環として、水道整備・管理行政が令和 6 年 4 月より、厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管される。
- 改正の背景には、水道事業としての施設の老朽化や災害発生時の断水への迅速な対応等の課題があり、国土交通省が有する層の厚い地方部局を活用することで、下水道等と一体的な整備等を進めることによる機能強化を図る等の趣旨がある。
- 移管後の体制等についてはまだ検討中の事項もあるが、令和 6 年度の予算概算要求の概要や新たな補助金、水道分野における革新的技術実証事業等の方針が固まっている事項を中心に概要説明を行った。

（主な意見）

No.	水道事業体等の意見概要	回答
■ 水道整備・管理行政の移管について		
質疑等なし。		

（説明概要等）

■ 岩手中部水道企業団の取組について

- 岩手中部水道企業団より説明が行われた。
- 統合の検討以前から構成団体間での連携があった中、平成 14 年に岩手中部広域水道企業団議会から「企業団と構成市町を統合し、企業団に集約すべき」との提言がなされたことを契機に、事業統合に向けた取組が開始された。
- 以降、「岩手中部広域水道事業の在り方委員会」等の中で検討を進め、平成 26 年 4 月に、花巻市、北上市、紫波町及び岩手中部広域水道企業団（用水供給）が水道料金を統一した上で事業統合を行った。
- 事業統合により、経常経費の削減やサービス水準の向上、施設更新の適正化・耐震化を図りながら、近年は自然災害等に対する危機管理機能強化のための危機管理センターの開所や近隣事業体との相互応援協定、AI を活用した管路劣化診断等の新たな取組についても推進している。

（主な意見交換内容）

No.	水道事業体等の意見概要	岩手中部水道企業団回答
■ 岩手中部水道企業団の取組について		
1	構成団体にはそれぞれの施設更新が存在し、それぞれの施設で耐用年数や更新計画、更には水道料金の違いがあったかと思うが、どのように調整をされたのか。	事業統合は平成 26 年度に行われたが、平成 14 年度の段階で広域化について検討を開始し、その時点から将来的な施設統廃合を見据え、足並みを揃えようとしていた。
2	関係者説明の際に工夫された点を教えていただきたい。	「将来の水道料金上昇抑制」に係るメリットを示して、丁寧な説明に努めた。

3	水源統廃合計画やダウンサイジングの原案は、どのような優先条件（考え）の下、進められたのか。	現状の水源水質に不安があるところなどから優先順位を決定した。
4	統廃合前の事業体においては委託業務の委託期間の相違、システムやメーターの規格等の相違があったかと思うが、統合にあたりどのように調整されたのか。	システム関連は統合と同時に統一し、既存の契約は統合を見据えて長期契約から単年契約にするなど調整した。メーターなどの仕様は合わせられるものから徐々に合わせていった。
5	企業団議会の議員はどのように選定されたのか。	構成市町の給水人口 5:5:2 等に合わせた。
6	企業団職員数について、設立当初、各市町村の職員数はどのように決定されたのか。	平成 26 年度の統合に向けて、複数回調査を行った上で、企業団に転籍する職員を募集した。
7	市町村からの繰出金のルールはどのように決定され、現在の繰出金の状況はどのようになっているのか。	繰り出し基準に基づき実施している。
8	現在の所管区域外の隣接市町村との広域化や連携の取組があればご教示いただきたい。	盛岡市、八戸圏域水道企業団とパートナーシップ協定を締結している。内容は、緊急時対応や研修に関する協力。八戸圏域水道企業団の研修施設で年数回の無料研修を行っている。その他、矢巾町とは緊急時連絡管の接続に関して協定締結。
9	スマートメーターなどの新たな取組を実証されているが、どのような経緯で検討を開始されたのか。	冬季に検針できない難検針地区があったことから実証実験に至った。 スマートメーターがもたらすメリットはある一方で、イニシャルコストが課題と考える。

【第３回水道事業広域連携検討会　令和６年３月 15 日】

（議題）
・　令和 5 年度水道事業広域連携に関する取組状況について
・　令和 6 年度水道事業広域連携に関する取組方針について
・　宮城県水道基盤強化計画について
・　基盤強化に向けた研修の取組状況と今後の方針について
・　水道整備・管理行政の移管について
・　国の水道整備・管理行政の移管後の宮城県の組織体制について
・　被災報告について

（説明概要等）
■ 令和５年度水道事業広域連携に関する取組状況について
■ 令和６年度水道事業広域連携に関する取組方針について
■ 宮城県水道基盤強化計画について
■ 基盤強化に向けた研修の取組状況と今後の方針について

➢ 今年度の広域連携に関する取組として、県内事業体との個別意見交換をはじめとし、広域化や経営改善等の先進的な取組を行っている他県事業体との意見交換も実施しながら、広域連携検討会や機能別検討部会を開催した。
➢ 第２回広域連携検討会以降も、機能別検討部会における水道管路の漏水調査の共同発注の検討のほか、緊急時の相互連携協力や事務の共同運営等の個別検討についても関係事業体で進め、そのうちの２件（①「大河原町」及び「村田町」の水道事業における安定的な水供給に向けた相互連携協力、②衛星を活用した水道管路の漏水調査業務の共同発注）については協定等締結に至った。
➢ このような経過を踏まえ、令和６年度は、３つの取組方針（①広域連携検討会の開催、②機能別検討部会の開催、③個別検討の継続）の下、既に具体化した取組の横展開を図りつつ、取組に参画する事業体のメリットが生じるような検討を継続することとする。
➢ また、補助金等が受益できるような広域連携の取り組みが決定した段階等で、水道基盤強化計画の策定を進めていくことを想定する。
➢ この他、今年度実施した浄水技術研修やクリプトスポリジウム等対策研修のような水道の基盤強化にかかる研修については、令和６年度も継続することとし、現状で策定率の低い「水安全計画」や「応急給水・復旧計画」の策定に繋がるような研修を実施していく予定とする。

（主な意見）

No.	水道事業体等の意見概要	事務局回答
■ 令和６年度水道事業広域連携に関する取組方針について		
1	プランにも記載のあった「経営の一体化」に関する議論を期待していたところだったが来年度の予定はどうか。	第 2 回広域連携検討会において、岩手中部水道企業団を招き、経営の一体化の取組状況の情報共有を行った。来年度においても各事業体との意見交換を踏まえ、経営の一体化に関する会議等の開催を検討したいと考えている。

（説明概要等）

■ 水道整備・管理行政の移管について

- 国土交通省東北地方整備局より説明が行われた。
- 水道行政移管に係る国庫負担法の改正により、「水道」が国庫負担の対象に追加された。これに伴い、水道施設の復旧制度（補助制度や補助率、復旧費の下限額等）が変更になる。
- また、水道行政移管後は、国土交通本省に加え、地方整備局等においても、新たに水道整備・管理行政を担うことになるため、上下一体での災害対応強化等に向けた体制整備がしっかりと整えられるよう、水道事務に関する役割分担などの検討を現在進めているところである。

（主な意見）

No.	水道事業体等の意見概要	回答
■ 水道整備・管理行政の移管について		
質疑等なし。		

（説明概要等）

■ 国の水道整備・管理行政の移管後の宮城県の組織体制について

- 事務局（宮城県食と暮らしの安全推進課）より説明を行った。
- 国の水道行政移管に伴い、本県でも環境生活部から土木部に新設される都市環境課へ業務移管が行われる。その際、厚生労働省から環境省へ移管される事務（水質管理・水質汚濁事故関連）は引き続き環境生活部食と暮らしの安全推進課が所管する。

（主な意見）

No.	水道事業体等の意見概要	事務局回答
■ 国の水道整備・管理行政の移管後の宮城県の組織体制について		
質疑等なし。		

（説明概要等）

■ 被災報告について

- 宮城県土木部防災砂防課より、今後の災害復旧の流れ、水道の被害報告の取りまとめ方について等の説明を行った。

（主な意見）

No.	水道事業体等の意見概要	回答
■ 被災報告について		
質疑等なし。		